

議 会 報

ふつさ

No. 7

昭和46年11月30日
福生市議会事務局
☎ 0425-51-1511(代)



みんなで公園をきれいにしましょう
(都市公園条例が制定され適正な管理を図られることになりました)

提出議案と結果
第三回定例会

- 専決処分の承認を求めることについて(福生市営水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例) 原案承認
- 都市政策強化に関する要望決議 原案可決
- 特別委員会の設置について 原案可決
- 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 原案可決
- 非常勤の特別職の職員及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 原案可決
- 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 原案可決
- 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 原案可決
- 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 原案可決
- 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 原案可決
- 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 原案可決
- 福生市児童手当条例 原案可決
- 火葬費等の助成に関する条例 原案可決
- 福生市都市公園条例 原案可決
- 福生地区消防組合規約の一部を改正する規約について 原案可決
- 昭和四十六年度福生市一般会計補正予算(第二号) 原案可決
- 昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号) 原案可決
- 昭和四十六年度福生市福生都市計画福生土地地区画整理事業会計補正予算(第一号) 原案可決
- 昭和四十六年度福生市水道事業会計補正予算(第一号) 原案可決
- 昭和四十五年度福生市水道事業会計決算認定について 原案認定
- 福生市教育委員会委員の任命同意について 原案同意
- 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について 原案同意
- 人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について 原案同意
- 市道路線の廃止について 原案可決
- 市道路線の認定について 原案可決
- 契約締結について(五日市線熊川東秋留間熊川架道橋新設工事) 原案同意
- 東京都市収益事業組合を組織する市の数の増加および東京都市収益事業組合規約の変更について 原案可決

仮称市民体育館建設費

一億四千六百六万余円 など追加補正

第三回福生市議会定例会は、去る九月二十日から十月一日までの十二日間にわたって開かれました。この定例会では七名の議員による一般質問が行なわれ、つづいて市長提出議案二十二件、報告二件、諮問一件、議員提出議案二件、請願一件、陳情一件について審議されました。

第3回定例会

一件、陳情一件をそれぞれ担当の委員会に付託し、慎重に審議した結果それぞれ原案可決、認定及び同意、請願、陳情各一件を閉会中の継続審査として閉会しました。

一般会計補正予算第二号

一般会計補正予算第二号は、二

億百十八万六千円を追加し、総額十六億九千三百三十三万六千円となりました。

今回の補正の大きなものは、二カ年継続事業による体育館建設費一億四千六百六万余円です。そのほか主なものはつぎのとおりです。

歳入

分担金 西多摩衛生組合が本年度施工する、じん芥処理施設の増設に国から二市二町に対しての分担金一千五百万円

都補助金 青少年対策事業費として事業費の三分の二、一千万円の南公園整備補助金、その他二十四種類の都支出金を合わせて二千二百三十六万余円

繰越金 前年度の決算による精算繰越金の未計上分四千三百八万余円

収益事業収入 本年度競輪事業の収入見込額一億二千万円
諸収入 都市計画街路二二一号線の拡幅による第一小学校などに対して用地、物件補償料三千三百五十八万余円

市債 市債として仮称市民体育館建設費の本年度起債額五千万

円などの財源であります。

歳出

総務費 第一、第二庁舎改造工事、市内幼稚園児に対して教育費負担軽減のため十月一日から月額一人二百円一千人分百二十万円の補助金、火葬費、霊柩搬送費を原則として、全額助成するための経費四十八万円

民生費 私立保育園に対し施設等の面で公立保育園との格差を解消するため、幼稚園児との均衡上の経費、老人福祉、児童福祉、漸増している生活保護費など福祉行政に必要な諸経費三千三十五万円

衛生費 ゴミの収集作業のうち一部の町会を指定して一カ月間だけ紙袋による収集を試験的実施するために必要な経費、収集用自動車購入代、公園除草薬品など三百七十五万余円

土木費 私道を整備する場合に市から二分の一以内の補助金、都立福生高校の北側から後楽園の下までの下の川浚せつ工事、青梅線志茂踏切拡工工事、一般市道舗装十カ所、側溝排水五カ所の改良工事、交通安全施設設置工事、南公園整備として野球場、競技場、テニスコート、サイクリングコースなどの工事費で五千四百四十三万余円。

消防費 市内緊急放送設備を福祉会館と第六小学校の屋上に増設など一千百一十一万余円。

教育費 近い将来市内の学校に特殊学級を開設するための準備費、都市計画街路二二一の拡幅による第一小学校の整備費、本年度建設予定の第六小学校屋内運動場の設備備品代、第三小学校校舎防音増築工事及び増築分の備品代。

仮称市民体育館は本年度分として、建設工事費一億円、用地買収費三千七百六万余円などです。建物の構造は鉄筋コンクリート二階建、一階はできるだけ地域社会のコミュニティセンターの性格とし、二階は屋内運動場として使用するもので延べ面積は約四千平方メートル、用地買収予定面積は減歩後で六千六百平方メートルで市営水泳場と合わせ相当の駐車場も取れるものです。

債務負担行為 仮称市民体育館建設事業は、本年度と来年度の二カ年で施行されるものでその債務負担行為の限度額を総額三億円とし、これは二カ年分を一括して工事請負契約を締結しようとするものです。

また来年度予算措置限度額二億円は国庫補助金四百二十万円、起債で八千万円残り一億一千五百八十万円は収益事業収入などをあてようとするものです。

主な質疑
質疑 市内幼稚園児補助金は約一



整備を待つ南公園

千人一人二百円と説明があったが福生市の居住者で市外の幼稚園へ通っている児童の対策はどうか。
答 福生市内に居住の園児としての、市外の通園児については広報等により該当者の把握をし、補助いたしたい。
質疑 南公園整備工事の内容を知りたい。
答 都の青少年の遊び場対策として補助される。この面積は五万三千平方メートルの河川敷まで野球場、陸上競技も併用できるように設計をしたい。長さは約百三十メートル、巾は約八十メートル程度にしたい。そのほかバレーコート三面、子供を対象とした延長八百三十メートル、巾三十メートルぐらいのサイクリングコースとその広場、遊歩道として約五百メートルのほかに二百台前後の駐車場遊技的な一般広場、砂場、ブランコ、低鉄棒などを設置したい。

昭和四十五年度 水道事業会計決算を認定

監査報告

経営状況について

本年度の総収益は一億五千二百四十五万円で前年度に比較し九・四〇%の伸びを示し、総費用は一億三千六十万円で前年度に比較し六・四〇%の伸びで差引純利益は二千八百八十四万円でなっている。これは前年度純利益一千五百九十八万円で前年度より五百八十六万円の増収となつてゐる。この原因は前年度とは逆に給水原価(費用)より供給単価(収益)の伸び率が高くなり、昨年度の指摘事項であつた有収率が八七・九%と前年度に比較し六・五%と大きく伸びたことなどである。

決算のまとめ

昭和四十五年度の水道事業の決算状況をみると、前年度に引き続き黒字となり経理面においても正確で企業の経営方針が順調であつたことが認められた。

しかしながら福生市も近い将来赤字といふことも考えられ、最悪の場合には一般会計からの補助といふことも予想される。

一方事業面においては、第四期拡張事業の第三年目として都市化による人口急増の給水需用に対処できる体勢にある。第三浄水場配水池の築造および大小配水管の埋設拡張事業が実施されましたが、

これら諸施設の投資額は一部分企業収益に負うところもありますが、その大部分は、企業債に依存しなければなりませんので、今後

水道事業経営状況表

区 分	45 年 度	44 年 度	増 △減	伸長率
総 収 益	152,453,454円	138,769,586円	13,683,868円	109.9%
総 費 用	130,608,737円	122,785,253円	7,823,484円	106.4%
純 利 益	21,844,717円	15,984,333円	5,860,384円	136.7%
総配水量	3,734,762m ³	3,728,659m ³	6,103m ³	100.2%
有収水量	3,281,741m ³	3,036,414m ³	245,327m ³	108.1%
有 収 率	87.9%	81.4%	6.5%	—
供給原価	38円61銭	38円03銭	58銭	101.5%
給水原価	37円23銭	38円00銭	△77銭	98.0%

企業債元利償還金もますます増大し、財政を硬直化させ、企業経営を大きく圧迫する結果ともなるので、拡張事業施行にあつては、東京都における水道一元化の問題もあり、先行投資にあつては、過大投資とならないよう特に留意せられたいとい指摘しています。

福生市児童手当の 支給範囲を拡大

支給範囲を拡大

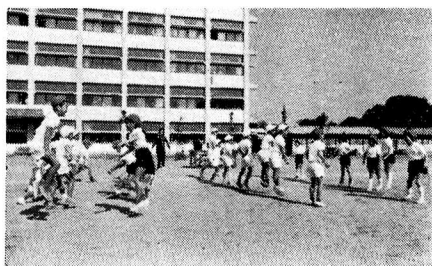
福生市児童手当条例が全部改正されました。児童手当については今まで都と市が一体となつて、この制度を国に先がけて実施していましたが、国の児童手当法が成立したことにより条例を改正したもので

この条例の今までと変わった点は、①今まで義務教育終了以前(中学生)まででありましたが三才引上げ十八才未満の児童を三人以上扶養している場合、第三入目以降の児童を対象とした。

②支給制限で市民税所得割が一萬五千元以上課税されてゐると支給停止となつていましたが、扶養家族五名本人を入れて六名の場合、前年の収入が二百万円までと支給範囲が拡大されました。(市民税所得割一萬五千元は年収にすると約百五十万円程度)

その他条例の主な内容としては児童手当の額は、従来と同じで、手当は毎年二月、六月、十二月の三回に分けて支払われます。

年令、所得制限の拡大により該当者が増加しますがこの場合、認定の申請のあつた翌月から支給されます。この条例は国と同じ昭和四十七年一月一日から施行されます。



元気に体操する児童

火葬費霊柩搬送費を 全額助成

全額助成

新しく火葬費等の助成に関する条例が制定され市内に居住し、住民登録、外国人登録をしてゐる市民に狭山火葬場組合で定めてある表をもとに火葬費は大人の場合一千二百円、霊柩車の搬送費は搬送距離によりちがいますが平均二千八百円程度で合わせて約四千円が十月一日から助成されます。

この助成は市民課の窓口において死亡届が提出されたときに申請者から申請書を提出してもらい、その場で支払うようになります。

また、これらは市以外の施設を利用した場合においても狭山火葬場組合の規定による火葬費と生前の住所または、居住地から換算しての搬送費が助成されます。

公園の適正な利用を図る ため都市公園条例を制定

公園の適正な利用を図るため都市公園条例を制定

福生市内には現在九つの都市公園がありますがその管理運営について、必要な事項を定めたものです。これらの公園の中には柳山公園の市営水泳場、牛浜、加美平公園の野球場については、有料施設の特例として別に条例があり、この条例から除かれています。この条例の主な内容は、車の乗り入、はり紙等広告宣伝、土地の占用、営業行為、集会などを行なうときは市長の許可を受けることとなります。

利用者の公園内での行為の禁止としては、植物の採取、施設の破壊、汚損などを禁止、使用許可を受けたものは転貸することができなとし、施設を損壊したときは損害額を賠償することになってゐます。この条例は十一月一日からの施行です。

議員・特別職などの報酬費用弁償を改正

福生市特別職報酬等審議会の答申に基づいて、関係条例の一部が別表のように改正された。

区	分	報	摘	要
教育委員会	教育長	一月額 一七〇〇〇円		
	収入役	一月額 一七〇〇〇円		
特別職	市長	二月額 二〇〇〇〇円		
	助役	一月額 一八〇〇〇円		
議会議員	議長	八月額 八〇〇〇〇円		
	副議長	七月額 七〇〇〇〇円		
	常任委員長	六月額 六〇〇〇〇円		
	特別及び議員連	六月額 六〇〇〇〇円		
	営委員会委員長	六月額 六〇〇〇〇円		
	議員	六月額 六〇〇〇〇円		
農業委員会	委員長	九月額 九〇〇〇〇円		委員のうち現職議員は月額三、五〇〇〇円
	委員	七月額 七〇〇〇〇円		
監査委員	議長	九月額 九〇〇〇〇円		
	委員	六月額 六〇〇〇〇円		
選挙管理委員会	委員長	九月額 九〇〇〇〇円		
	委員	七月額 七〇〇〇〇円		
教育委員会	委員長	二月額 二〇〇〇〇円		
	委員	九月額 九〇〇〇〇円		

仮称市民体育館建設特別委員会を設置

委員長に大野議員
副委員長に宇佐美議員を選任

この定例会の第一日に議員提案により、つぎのような内容の仮称市民体育館建設特別委員会を設置して、付託調査いたしましたとして提案されました。

委員はつぎの議員が就任し、今後活動することになりました。

- 委員長 大野行夫
- 副委員長 宇佐美良時
- 委員 貫井喜代治
- 小林 性男
- 末次 忠
- 高波 良一
- 宮沢 良一
- 岩田 匡博
- 田村 匡博
- 塩野鉄之助

都市政策強化に関する要望決議

都市問題は、年々深刻化し、都市生活の現状に対する市民の不満はうっ積しつつある。この深刻化の原因としては、①国は広範かつ複雑多様な都市問題に対し、各省別々の縦割行政により、総合的なとらえ方をしていない。しかも地方制度調査会や税制調査会の審議や答申はほとんど実現を見ず、空転している。②都市行政は、公害、教育、交通、清掃、上・下水道、都市再開発等市民の日常生活に直接触れる行政である。近年の急激な都市化に伴い都市の財政需要は急増の一途をたどつたが、固定資産税や住民税に依存する都市財源は伸び悩み、年々相対的貧困の度を加えている。このことが都市問題激化の最大の原因と考えられる。市民が、日々人間らしく快適に生活できるように、その阻害要因を排除し、理想的な都市環境を整備することは、国ならびにわれわれ都市行政にたずさわる者の責務である。ここに福生市議会は、政府ならびに国会に対し都市問題の総合的かつ積極的な対策の推進特につぎの事項についてすみやかに実施されるよう強く要望する。

- 一、都市の自主独立財源の拡大
- 二、公害の徹底的排除
- 三、都市緑化の強力な推進
- 四、児童の健全育成のための対策の樹立
- 五、老人、身体障害者対策の強化
- 六、都市交通の整備

昭和四十六年九月二十日

福生市議会

一般質問

福生市の基本計画について

質問 政令をもって、地方自治法の一部が改正され市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならぬ、としており東京都からも指導があったものと思うが、今もって基本計画案が発表されていない、せめて中期計画案ぐらいは議会に提出されんことを要望する

市長 地方自治法に基づく基本構想をうち出しているのは、東京都でも四市だけで細かい数字はなく例えばご議決をいただくものは、公害のない明るい町を造るといような極めて短かいもので、それだけでは意味がなく、ある程度予算の裏付けをもって十年、十五年の長期のビジョンと計画案を付随するのが常識と思う。しかし、これは市単独ではどうにもならず、近隣市町との関連事業が多い。また昭和四十七年頃には、都の長期計画ができるようであり、都の計画に合わせるべくと考へ今準備中である。なお短期間二、三

年のものは、私の責任において当然やらなければならないもので四十九年度までのものはいつでも発表できる。

基地公害のこともひどい武蔵野地区開発について

質問 市内の公共施設は、防音工事等多大の恩恵を受けているが、実際に騒音公害を受けているのは武蔵野地区の住民である。他の地区の市民が多くの恩恵を受けていることはあまりにも不合理だ。

補助道一号线の拡ち改修、排水計画と武蔵野地区の区画整理をお考えか。反面熊川地区の多摩河原周辺の公園、学校、保育園、道路整備等いれりつくせりの感がするこれをどう考えるか。

市長 熊川武蔵野地区は飛行機の爆音被害はご指摘の通りである。これは防衛施設庁にやっていただくのが本筋で長い間、お願いしている。補助道一号线は市として排水に苦慮し、拡ちしてから舗装すべきだが、本年度はとりあえず現在のままで舗装するようになってくる。消防車などの入れるように玉川上水のふちの拡ちが当初予算に計上している。

東部開発として一、三、一号线の延長工事について

て

質問 通称産業道路一、三、一号线は福生駅東口の地点まで完成しているが、原ヶ谷戸町内から熊川の福生橋に通ずる計画になった。また、原ヶ谷戸地区用地買収を買収方式で施行するならば、今までの区画整理事業の経過からして、早期に完成すると思うがどうか。

都市計画課長 牛浜地区から熊川地区の都市計画街路一、三、一号线は、昭和三十六年十月十五日に計画決定されて以来基本的な調査は行なっていないし、計画の見直しもない、これは南から小川に結ぶ道路など事業の施行とからみあわせ、東京都にお願いし一日も早く中期計画の中に包含して計画されるよう要望していきたい。

用地買収方式となると、区画整理事業の前に公共用地の先行取得という形でまず買収し、進めるもので地元の絶大なご協力をいただかないと実施は不可能と思う。これらについては東部開発全般について、権利者の方々にアンケートを聴取している。これらに検討を加えながら具体的な方途を見出したい。

多摩河原の日本住宅公社の住宅建設計画について

質問 多摩河原地区の日本住宅公社の住宅建設について、過日話し

があったが細部の説明をされた。い。

都市計画課長 現在の時点では、日本住宅公社側から団地の建設について要望があったということですがそれ以上の域を脱していない。

これは公社用地、保留地で約一万三千五百坪の場所に建設すると想定すると七百戸前後になる。

商業街区の設定構想について

質問 商業診断の結果、商業街区の設定構想を進めているようですが、福生駅西口につながる開発に対して現実ばなれした構想を一部の方に相談したというが、このビジョン、計画を説明されたい。

経済課長 現在施設造成診断を実施中で事業者の方々にアンケートをとっている。一部事業者から福生の商業不安ということも聞かれるが、将来立川、八王子等の商業地域問題を含めて、市の商業というものがどうあったらいいか、商業不安というものが具体的に解明するとは何であるか、という問題を事業者になりかわって行政面からやろうというところが始まった、これらの広域診断をもとに一歩進めて施設造成診断、これは教本的なものだが市と商業界の方々が一緒に勉強することによって、一つのかつこうの素材になると考へる。これらではできるだけ現実即した

ものとして現在進めている、やり方によってはむずかしい問題となるが行政が経済のをえぎとして努力し、皆さん方にお役にたつような研究材料として提示していきたい。

市民体育館建設の考え方について

質問 市民体育館建設費として、新しく一億四千六百万六千円の大形予算が計上され、二年計画で三億円余の予算を投入するそうであるがこの考へを伺いたい。

市長 行政のあり方として健康、安全、福祉のうえから競輪収入を重点的にあてようとするものである。現在の世相で一番重要な課題は、青少年問題であると思う。それと交通、公害の問題で身体を鍛えると同時に精神面のこと、疎外感をよくすることなど多くの目的



商業診断を進めている駅前商店街



ドルショックの基地前商店街

をもつて、市民に広く利用してもらい仲間作りの場としていただきたい。また、体育館は一つの市の象徴で多額の経費がかかるが、何十年も福生市の誇りとなるべきものを造った方がよいと考える。

ドルショックによる基地の町福生の中小企業に対する具体策について

質問 ドル防衛という名のもとに日本全土は、ニクソンショックの風が冷たく秋風とともに吹きすさんでいる。更に変動為替相場制により基地の町福生では現在すでに数多くの打撃を受けている、この点について、私が基地に問い合わせたところによると、ドル防衛策発表前は横田基地の米軍人軍属の円の売買は毎日平均四百三十ドル約十六万円であったが、発表と同

時に制限され、現在は毎日の平均九千五ドル三万四千円ということになっている。このため商店の販売低下がひどく、クリスマスをひかえ頭を悩ましている。これらについての対策と今後をどのように考えるか。

市長 ドル問題は日本全土にわたる大きなショックを受けている。特に福生市は基地前商店街の被害は大きい、たしかに基地内のドル交換も十六万円から約三万円ぐらいに減っている。その上国策にそって国債を買わざるを得なくなっているにもかかわらず、ドルの価値が下つたため、今までより十三から十五ドルよけに生活費がかかるようになってきている。

これらの対策として、先日市内の金融機関の支店長に集まってもらい、ドルショックでお困りの方々に十分措置をしていただくようお願いし、一方基地にもまいり、街で買物をしてもらいたいとお願ひしている。また、商店街として基地側に申し入れることがあったらいつでも、私がおともをして司令官の方に市の希望を強く申しあげるとご連絡申しあげてある。

中小企業振興融資金融資産制度の簡素化について

質問 中小企業振興融資資金の貸付制度は、五十万円以上の融資を

希望する場合、連帯保証人及び信用保証協会の保証、その後金融機関との査定を経て、貸付が決定される。この手続がむずかしく、このため昨年の市の預託額をはるかに下廻る実績となっていると思う。簡単な手続にならないものか。

経済課長 信用保証協会の手続を経ないでもう少し融資額を増額できないかということであるが、この融資は、市の金を一千万円預託し五千万円のわくを市中銀行から借りることで、信用保証協会の手続を要しない額を百万円とした場合、市は公共機関であり、金融機関のものになってしまつてはま

ずい、金融機関と競合することもおかしい点もある。また欠損補填のこともある。したがって市の制度保証であるが、保証協会でやっているのも公的な制度保証でこの保証なくして市がやる限界はどこまでだろうか、ということが一つの問題点になってくる。

今後実績をみながら委員、融資審査会の意見を聞きながら逐次検討して行きたい。

公共施設等の整備計画が発表されたことについて

質問 本年、都と市町村長協議会で四十六年から四十八年度までの三カ年に、小中学校、公共下水道等市町村が行なう公共施設の整備

を促進するために総務局行政部が中心となって、都と市町村が協議を重ねながら双方の合意に達したものとしてみとめ上げたものが発表されている。

一方昨年広報ふっさで下水道事業の完成が五十五年度以降と報じている。双方合意に達したものであるならば、福生市はどのような施設や整備等の計画を重点として出しているか。

市長 都の公報にそのような発表があったそうであるが、協議したこと、合意したこともない。この会の機関は都の主だった方と市長会の代表が出て年に二回ぐらい会合があり、そのときにお互にいたいことがあるらいいといふことになっている。七月頃のついでとすれば、昨年提出した市の資料によって作成したと思う。市の資料は毎年修正して、大体三年間づつ提出するもので、都の一つの参考になるということがうたわれ、実現可能なものだけをのせることになっている。

市民本位の諸施設の整備について

質問 市の発展は市役所が中心となり、市役所を原点としての福生駅、熊川駅そして東福生駅を接点として結び、商業性を考え、諸施設を配備することにより、市長のいう市民本位の行政となり、市

議 会 日 誌

七月 1日	市制施行記念日、自治表彰新議員研修会、福生地区消防組合行政視察(神奈川県)
2日	新議員研修会(管内施設視察)
5日	育英会理事會
7日	平塚七夕祭視察
8日	防衛施設局陳情
13日	例規審議會 東京都収益事業(競輪)開始
15日	総務委員會、福生市都市計画審議會
20日	委員長全体會議
23日	三鷹立川間複々線促進協議會 決起大會
26日	横田基地対策特別委員會(基地視察)
27日	国保運営協議會會長會 建設委員會
28日	議會報編集審議會
29日	三多摩上下水道路建設促進協議會第二(下水)委員會
31日	三多摩上下水道路建設促進協議會第一(上水)委員會
八月 2日	三重県久居市視察来庁 日米委員會、青少年問題協議會
3日	東京防衛施設局陳情
5日	立川横田基地対策協議會
6日	三鷹立川間複々線促進協議會
9日	厚生委員會、三多摩上下水道路建設促進協議會議第二
10日	

の経済発展に大きくつながると思
う。
そこでつぎの諸点について伺
いたい。

第一点 建設途中の総合熊川公
園は市の最南端であり、市民の足
である交通の便をいかにしたすか
第二点 志茂地区は、緑の場も
なく、子供の遊び場一つないこの
地域を今後どのように考えるか。

第三点 市民憩いの場所、市民の
教養を高め、文化を楽しむ場所と
して、市民会館の構想及び年次計
画をおもちか。

第四点 今後市がもっとも力を
入れるべき下水道事業も流末処理
場が決定したそうであるが、現在
どのような方向で事業を進めてい
るか。下水道は巨額の投資を行な
う事業で計画をあやまると地財法
の二のまいをふむことになるが計
画を伺いたい。

市長 第一点 熊川南公園は、こ
のたびの補正予算で青少年対策の
方で補助金をいただけるようにな
り、本年度完成したいと考えてい
る。交通については、熊川南から
秋多町小川に通ずる架橋の問題が
あり、都道編入を懸命に運動して
いる。これが実現し橋ができれば
当然バスが通ることになる。更に
五日市線下をくぐる十六メートル
工事が始まるが、とりあえずバス
会社に市内循環バスをお願いした
いと考える。

第二点 牛浜地区を初めとして

各地区に大変ご不便をかけてい
る、とりあえずご無理かも知れな
いがその例があり町会長をわずら
わし、土地を見つけてもらい、そ
の土地を一時お借りし、将来造成
ができるまで、がまんしていただ
きたいと考えている。

第三点 市民会館は、都の方の
計画にもついている。やはり牛浜
地区がよろしいと思うが、今の市
民会館の敷地は狭いので是非水道
の都一元化の場合に第二浄水場を
市にもらい両方を使って建てた
い、計画としては四十九年度で
ついている。

第四点 下水道は流末処理場が
きまり、都の方針で五十五年度ま
でとなっている、経費についても
国、都費の増額運動、設計上の問
題があり、市の経費はまだはつき
りわからないので今のところ手
くだしようがない。計画としては
四十七年度に調査費を計上し、四
十八年度からは、かなりの予算計
上をしたいと考えている。これに
ついては青梅市羽村町と歩調をあ
わせていくようになると思う。

**福生都市計画の施行にお
ける移転方策、区画整理
未完成地区に対する対策
について**

質問 区画整理は、昭和三十八年
に計画され一部スムーズに事業が
施行されて来たが、今後の予定路

線は住宅が密集し、施行すること
がむずかしくなってきた。
そこでつぎの二点を伺いたい。

一、たちのきの際に都及び市が全
面補償をいたすか、また替地を指
定してくれるかというところが疑問
で予定路線の住民が日夜心を痛め
ている。この不安を解消しなければ
いつになっても完成は不可能と
思う。今後土地買収で道路を造る
か、区画整理方式で行なうか、具
体的な報告がないかどうか。

二、加美平地区の青梅線東側地区
は、完成したか西側地区は一部住
民の反対で二カ年を経過したが、
現在でも住居移転、仮換地その他
法的手続の未処理のため、東側土
地所有者には大変ご迷惑をかけて
いる。今後反対のため裁判の結論
が出るまで未処理のままおくこと
は、当局の重大な責任である。い
つ頃完成になるか。

市長 一、区画整理を予定してい
るところは、今のところ区画整理
方式を原則に考えている。区画整
理内における都市計画道路につい
ては、その土地の地主により利害
得失があり、いちがいにはいえない
、今のところ区画整理方式でや
りたいと思うが、担当者、都の意
見などを十分聞いてみたい。
都市計画課長 二、加美平の關係
については、ご指摘の通りで西部
未完成部分は、中心的な都市計画
街路二、二、一号线に入っている。
これについては一部を直接施

行という本来あまり好ましくない
方法で進んでいる。しかしながら
私たちの姿勢としては協議移転で
努力している。現在は裁判で係争
中であり、裁判所の最終的な結審
が二、三回の裁判でみられると思
う。これら期間の問題があるが、
協議を重ね早急に実施していき
たい。

**道路占用料の徴収につ
いて**

質問 福生市においては、電柱や
バス停等の道路占用料を徴収して
いない、多くの市では条例化し財
源にあてているが、取っていない
理由はなにか。

市長 福生市の場合は、区画整理
等の開発途上であり、取っても移
設の際に多額の移設費がかかり、
徴収金より支払の方が多くなる。

**横田基地の撤去運動につ
いて**

質問 横田基地は、依然としてジ
ェット機の発着がひん繁である。
先日も横浜で米軍機の墜落、また
ドルショックによる多くの商店が
多額の損害をうけるなど、市民の
暮しと命を脅かしていることは明
らかだ、市長は横田基地対策特別
委員会において撤去運動はしないと
発言している。このことは市民
に対して目をつぶり、基地に奉仕

11日	(下水)同第三(道路)委員会 議員会役員会
16日	三多摩上下水道建設促進 協議会第一(上水)委員会
17日	国道十六号線拡中陳情、広 域行政懇談会
18日	福生地区消防組合議会、瑞 穂町議会視察来庁
23日	総務委員会
24日	立川横田基地協議会陳情
30日	東京都議長会定例会(31日 まで)
九月	国道十六号線陳情
1日	議会運営委員会
3日	東京都市収益事業組合議会
4日	三多摩上下水道建設促進 協議会総会、委員長会議、 消防署出張所起工式
6日	都道(福生)瑞穂)拡中陳 情(都議会建設労働委員会 に)
7日	広域行政促進特別委員会、 多摩地区離職対策協議会、 立川との行政界変更協議会 全員協議会、総務委員会、 厚生委員会
10日	議会運営委員会
11日	第三回定例会(第一日目)
14日	総務委員会
20日	厚生委員会
22日	建設委員会
23日	仮称市民体育館建設特別委 員会
25日	議会運営委員会
27日	狭山火葬場組合議会、福岡 県春日町議会視察来庁
28日	
30日	

する市政そのものである。日本の安全と福生市の発展を願うならば、基地撤去の運動を推進すべきと思うがどうか。

市長 たしかに教育、経済面の被害は多い、基地はないのが一番よいわけであるが、撤去できる可能性があるならば、その運動をした方がよろしいと思う。私は決して基地に奉仕しているわけではない日本の国、民族に奉仕している。

国という体の中で平和を話し合っているわけで、国は非常に大切なものである。国を愛するゆえに反対をいたさない、国の方針が変わればもちろん国の方針にしたがつもりだ。

ゼロ才児保育、特別保育の実施及び学童保育所の設置計画について

質問 現在多くの母親が待ち望んでいることは、ゼロ才児保育、時間延長による特別保育を保育の待遇改善をしながら早急に実施することだ。また、現在の学童保育を適当な用地を確保して実施されたか。

福祉事務所長 最近ゼロ才児保育の希望者が多いが、生れて間もない子供であり事故がおき、都の基準が厳しくなった。現在の施設ではゼロ才児保育は不可能であるが財政的な面も考慮し、前向きに考えていきたい。

時間外保育は、現在調査による希望者が一〇程度で都の特例一〇％に達してなく市で単独でやるようになるが保育の不足等で、現在は、できないが改築などにより公立の方からと考えている。

福生市教育委員会

委員に斉藤博氏を再選

福生市教育委員会委員の齋藤博が任期満了となり、同氏を再び教育委員として任命したいとして、議会の同意を求めたもので全員一致で同意されました。

- 一、住所 福生市大字熊川六一 六番地
- 二、氏名 齋藤 博
- 三、生年月日 明治三十九年五月二日

福生市固定資産評価審査委員会

委員に笹本益夫氏を再選

福生市固定資産評価審査委員会委員の笹本益夫氏が任期満了となり、同氏を再び固定資産評価審査委員に選任したいとして、議会の同意を求めたもので全員一致で同意されました。

- 一、住所 福生市大字福生五七 四番地
- 二、氏名 笹本益夫
- 三、生年月日 明治三十五年三月三十一日

人権擁護委員会

森田潤三氏を推せん

人権擁護委員の服部取道氏が病氣退任のため、後任として森田潤三氏を委員として法務大臣に推せんするため意見を求められたもので、全員が一致して推せんすることに同意しました。

- 一、住所 福生市大字熊川八五 八番地
- 二、氏名 森田潤三
- 三、生年月日 明治三十三年十月十一日

学童保育所の設置は、用地の確保が困難であり、暫定的に学校用地等を借りて、来年度交渉がまれば新たに二カ所設置したい。

継続審査となったもの

請願第七号 市道整備に関する請願書

提出者 福生市牛浜一四二

下田良吉氏ほか二〇〇名

陳情第三号 行政区域の変更に関する陳情書

(昭和四十六年六月十七日提出)

提出者 立川市砂川町三二六三番地

土屋芳一氏ほか二名

陳情第四号 林校時に於ける学童保育に関する陳情書

提出者 福生市大字熊川五五〇一十三

安藤松工氏ほか一二〇名

請 願 と 陳 情

第三回定例会における市民ほかから提出のあった請願、陳情はつぎのとおりです。

議 会 を 傍 聴

しましよ

定例会は

3. 6. 9. 12月開かれます

編 集 後 記

秋も深まり、読書の季節となり多くの本を読まれていることと思えます。

「議会報ふっさ」第七号をお届けいたしますのでお読みください。

本号は第三回定例会について、お知らせいたしました。が、ドルジョック、景気の停滞など暗い面が多い昨今です。これらをテーマに多くの一般質問が行なわれ多くの紙面をさきました。

みなさまのご意見をお待ちしています。

